

公 募
豊川の河道区域内の樹木（竹）伐採の希望者を公募いたします。
（伐採樹木（竹）は無償でお持ち帰りいただけます。）

地域の皆様においては、日頃より河川行政に対しご理解ご協力いただきありがとうございます。
今般、河川行政を取り巻く環境の変化は著しく、厳しさを増しております。わたしども国土交通省豊橋河川事務所においても地域の生命・財産を守るべく、より一層の努力をいたす所存でございますが、一方で地域の皆様にもご協力をお願いし、協働で河川行政を進めて行く重要性を痛感しているところでございます。

つきましては協働の一環として、標記の通り河道区域内の樹木（竹）伐採の希望者を公募いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 目的

河道区域内の樹木（竹）は、洪水時に流れを阻害するなど、治水上の問題となる恐れがある一方、河川環境や景観などの環境面の機能を有しており、計画的に管理を実施している所です。しかしながら伐採等には多くの労力と費用が必要となるため、樹木（竹）の伐採は全てを対処するまでには至っていない状況です。

豊橋河川事務所では、新たな河川管理の取り組みとして、地域の皆様のご協力により樹木（竹）を伐採して頂き、その樹木（竹）を有効利用して頂くため樹木（竹）伐採の希望者を公募いたします。

2. 募集概要

①募集内容

- ・応募は1件1区画（約400㎡）とし、全体で10区画（4000㎡）程度を予定しており、区画の指定はできません。
- ・公募する区画数よりも応募多数の場合は抽選により決定いたします。

②応募資格

- ・応募資格は、愛知県内に在住・在勤の個人、愛知県内の法人・地方自治体などとし、伐採木（竹）の使用用途は自家消費される方に限定します。

③伐採条件

- ・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木（竹）は無償で持ち帰ることができます。
- ・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
- ・運搬方法は、軽トラック程度とします。
- ・伐採作業は、概ね4週間程度を作業期間とします。
- ・作業時間は、8時から17時を基本とします。
- ・河川管理上の必要な指示等にはご協力願います。

※詳細については、「3. 募集要領」をご覧ください。

3. 募集要領

1) 募集内容

- ① 応募は、伐採する人数によらず1件とします。
- ② 1件の区画は、伐採する人数によらず1区画（約400m²）とします。
- ③ 公募箇所は、別紙－1の位置図に示す箇所を予定しています。なお、現地の状況により変更する場合があります。
- ④ 樹種、樹木（竹）の太さ及び樹高は、区画により異なりますが、区画を指定することはできません。
- ⑤ 伐採する区画付近まで、軽トラック程度は進入が可能です。
- ⑥ 公募伐採箇所は以下のとおりです。
 - ・所在地：豊川市三上町、二葉町(別紙－1「現地案内」を参照して下さい。)
 - ・伐採面積：約4,000m² 10区画(予定)
 - ・現地問い合わせ先：国土交通省豊橋河川事務所一宮出張所
豊川市東上町松本254-2
電話：0533-93-2215
FAX：0533-93-2305

2) 応募資格

愛知県内に在住・在勤の個人、愛知県内の法人・地方自治体などとし、伐採木（竹）の使用用途は自家消費される方に限定します。

伐採木（竹）の使用用途として、自家消費される方に限定させていただきます。形状、加工を問わず、第三者へ有償若しくは販売促進等で無償配付することを目的としての応募はできません。

3) 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を実施する団体等を優先します。それ以外の応募者については、後日抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに応募者に伐採資格者か否か通知します。抽選結果に対しての不服申し立ては認められません。

4) 伐採条件

各伐採箇所においては、下記の条件及び「別紙－3 承認申請書」の条件に従い実施して下さい。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出に要する費用及び労力は、全て伐採者の負担とします。伐採した樹木（竹）は無償で持ち帰ることができます。

なお、伐採作業の着手前と完了後の写真を撮影し、任意の様式にて提出願います。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占有者（公園や運動場等）及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一第三者へ危害を及ぼしたときは、伐採者が賠償責任を負うものとします。

また、伐採者本人が負傷した場合等についても自ら責任を負うものとします。

事故及び第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は、速やかに一宮出張所に申し出て下さい。

(3) 伐採樹木（竹）の運搬方法

軽トラック程度とします。

(4) 伐採時期

公募期間終了後、速やかに伐採資格者を選定し通知いたしますので、河道区域内の樹木（竹）伐採にかかる承認申請書（別紙－3）を提出してください。

伐採作業については、所要の手続き等が完了後、各自の区画について4週間程度の期間内に実施していただきます。具体的な日程等は、承認申請書提出の際に各区間を管理する担当一宮出張所と協議していただきます。

なお、所要の手続きに要する期間は、承認申請書を受理してから概ね1～2週間程度を予定していますが、これを超える場合もありますので、ご了承下さい。

(5) 作業実施時間

8時から17時若しくは日没までといたします。なお土日・祝祭日の作業については、一宮出張所へ前日までに以下の内容を任意の様式（A4用紙1枚程度）に記載し提出することにより可能といたします。

（記載する内容）

土日・祝祭日に作業する理由、作業予定日、作業内容、作業時間、作業人数、連絡先等

(6) 伐採後の立会確認

伐採後は、出張所職員が立ち会いのもと確認しますので、終了時点で出張所に電話して下さい。なお、休日等で出張所が立ち会えない場合は別の日に立ち会い日を決めて後日改めて立ち会い確認します。

(7) 伐採木（竹）にあたっての留意事項

- ・樹木（竹）は全て伐採していただくことを原則とします。
- ・伐採する高さはできるだけ、地表面近くとし、切り口は水平を基本とします。
- ・枝の処理については、持ち帰りを原則としますが、残ったものについては、事前に指示する区画内の1箇所に集積していただきます。

5) 応募方法

「別紙－2 応募様式」に必要事項を記載のうえ、応募期限を必着とし、郵送、ファック

ス、メール及び持参のいずれかの方法により提出して下さい。なお、応募様式の入手方法は、事務所、一宮出張所を訪れていただくか、もしくはホームページ等から入手して下さい。

応募者には、簡単なアンケート（別紙－５アンケート用紙）への協力をお願いいたしますので、応募様式と併せての提出をお願いいたします。

①応募受付期間：平成２３年１２月１４日（水）～平成２３年１２月２３日（金）

応募様式を持参する場合は、９時００分～１７時００分までとします。（ただし、土日、祝日を除く）

②問い合わせ及び受付場所：中部地方整備局豊橋河川事務所 管理課

担当 原田

住 所：豊橋市中野町字平西１－６番地

電 話 番 号：０５３２－４８－８１０５

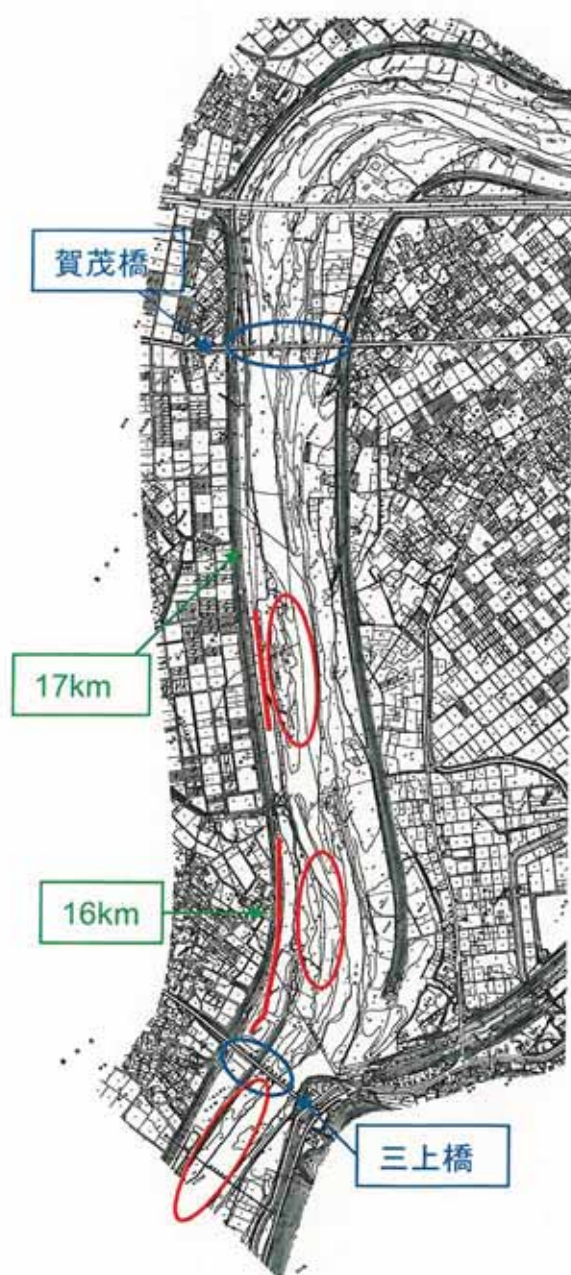
フ ァ ッ ク ス：０５３２－４８－８１００

メールアドレス：harada-y85ab@cbr.mlit.go.jp

６）その他

- ① 応募者は、やむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ② 伐採資格を通知した後、河川管理上好ましくない行為があった場合には、承認を取り消し、場合によっては原状回復等の措置を求めることがあります。
その場合、措置完了までに生じた費用はご当人にご負担いただきます。
- ③ 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを途中でとりやめる場合がありますので、ご了承願います。
- ④ 応募によりいただいた個人情報については、今回の公募伐採にかかる手続き等以外の目的には使用いたしません。
また、個人情報は厳重に管理し、流出等の無いようにいたします。

伐採位置図・現地案内



【別紙－２ 応募様式】

平成 年 月 日

中部地方整備局
豊橋河川事務所

応募者
住所 〒

氏名

平成２３年１２月１４日付けで公募されました、河道区域内の樹木（竹）伐採について応募します。

記

１．応募箇所

- ・豊川市二葉町（竹）
- ・豊川市三上町（柳）

２．伐採木（竹）の使用目的

３．伐採作業計画

作業期間予定： 月 日 ～ 月 日（のうち 日間）を予定

作業実施者： 一日あたり 人で実施予定

伐採、搬出方法：・チェーンソー ・のこぎり ・その他（ ）による伐採
・軽トラック ・トラック（ t） ・その他（ ）による搬出

緊急搬出方法： 仮設物等撤去の依頼があった時は、 により撤去する。

４．応募者の連絡先

電話番号（携帯可）：

f a x：

メールアドレス：

河道区域内の樹木（竹）伐採にかかる承認申請書

平成 年 月 日

中部地方整備局長 殿

住所

氏名

印

下記のとおり、河道区域内の樹木（竹）を伐採したいので、河川法第20条の承認を申請します。

記

1. 河川の名称 豊川水系豊川
2. 目的 樹木（竹）の伐採及び搬出
3. 場所 ・豊川市二葉町地先（竹） ・豊川市三上町（柳）
4. 工事内容 区画の樹木（竹）の伐採及び搬出
5. 工事の実施方法 ○・チェーンソー ・のこぎり ・その他（ ）による伐採
・軽トラック ・トラック（ t） ・その他（ ）による搬出
○隣接区画と同時伐採時には、倒木（竹）が隣接区画に入らないよういように気をつける
○伐採した樹木（竹）は、全て自家消費に供する。
6. 工期 承認の日から、平成 年 月 日
7. 行為面積 約400㎡

実施にあたっての条件

（1）実施内容、費用等の負担

伐採、搬出に要する費用及び労力は、全て伐採者の負担とします。伐採した樹木（竹）は無償で持ち帰ることができます。

なお、伐採作業の着手前と完了後の写真を撮影し、任意の様式にて提出願います。

（2）第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者（公園や運動場等）及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一第三者へ危害を及ぼしたときは、伐採者が賠償責任を負うものとします。

また、伐採者本人が負傷した場合等についても自ら責任を負うものとします。

事故及び第三者に危害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は、速やかに一宮出張所に申し出て下さい。

（3）伐採樹木（竹）の運搬方法

軽トラック程度とします。

（4）伐採時期

公募期間終了後、速やかに伐採資格者を選定し通知いたしますので、河道区域内の樹木（竹）伐採にかかる承認申請書（別紙－3）を提出してください。

伐採作業については、所要の手続き等が完了後、各自の区画について4週間程度の期間

内に実施していただきます。具体的な日程等は、承認申請書提出の際に各区間を管理する担当一宮出張所と協議していただきます。

なお、所要の手続きに要する期間は、承認申請書を受理してから概ね1～2週間程度を予定していますが、これを超える場合もありますので、ご了承下さい。

(5) 作業実施時間

8時から17時若しくは日没までといたします。なお土日・祝祭日の作業については、一宮出張所へ前日までに以下の内容を任意の様式（A4用紙1枚程度）に記載し提出することにより可能といたします。

（記載する内容）

土日・祝祭日に作業する理由、作業予定日、作業内容、作業時間、作業人数、連絡先等

(6) 伐採後の立会確認

伐採後は、出張所職員が立ち会いのもと確認しますので、終了時点で出張所に電話して下さい。なお、休日等で出張所が立ち会えない場合は別の日に立ち会い日を決めて後日改めて立ち会い確認します。

(7) 伐採木（竹）にあたっての留意事項

- ・樹木（竹）は全て伐採していただくことを原則とします。
- ・伐採する高さはできるだけ、地表面近くとし、切り口は水平を基本とします。
- ・枝の処理については、持ち帰りを原則としますが、残ったものについては、事前に指示する区画内の1箇所に集積していただきます。

(8) 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水するおそれがある場合は作業を行わない。

(9) 河川管理施設（堤防や護岸等）を損傷しないよう注意し、損傷した場合には速やかに一宮出張所に連絡し、その指示に従い原形復旧する。

(10) 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。

(11) ゴミ等は出さないものとし、伐採後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。

(12) 残った枝等は、一宮出張所の指示に従い一箇所に集積する。

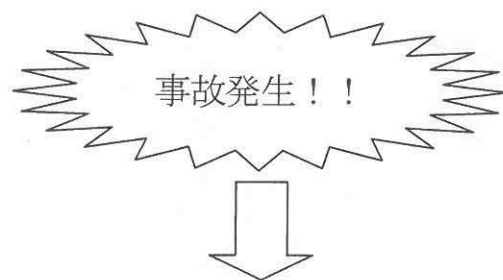
(13) 指定された以外の樹木（竹）は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は速やかに一宮出張所に連絡する。

(14) 伐採資格を通知した後、伐採準備あるいは着手後においても、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、伐採資格を取り消す場合がある。

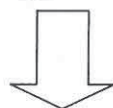
また、その場合には、原状回復等の措置を求めることがあり、措置完了までに生じた費用は伐採資格者が負担する。

(15) 事故等が発生した際は、「別紙－4 緊急時の連絡系統」に基づき速やかに一宮出張所に連絡し、その指示を受ける。

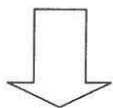
【別紙－４ 緊急時の連絡系統】



申請者
〇〇 〇〇
0532-00-0000
(夜間090-0000-0000)



一宮出張所
〇〇 〇〇
0533-93-2215
(夜間090-0000-0000)



豊橋河川事務所
〇〇 〇〇
0532-48-8105
(夜間090-0000-0000)

関係機関

・〇〇警察署	0533-00-0000
・〇〇消防署	0533-00-0000
・〇〇病院	0533-00-0000

豊川の河道内樹木（竹）伐採者公募に関するアンケート

※ 今回の公募に限らず、仮に今後の公募が実施される場合も想定し、可能な範囲でお答え下さい。

選択肢のあるものは番号に○を、() 内には具体的に記述願います。

Q 1	公募についてどのように知りましたか？ 1. インターネット 2. 新聞記事 3. 市町村広報 4. 口コミ 5. その他（ ）
Q 2	応募の動機は何ですか？ 1. 材木（竹）が欲しい 2. 治水目的に協力したい 3. 環境を良くしたい 4. その他（ ）
Q 3	材木（竹）の利用目的は何ですか？ 1. 薪 2. 建材 3. その他（ ）
Q 4	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ 1. 自分、家族 2. 専門業者に依頼 3. その他（ ）
Q 5	木材（竹）を運び出す、運搬手段は何ですか？ 1. 軽トラック 2. 4 tトラック 3. 10 t級のトラック 4. その他（ ）
Q 6	伐採木（竹）の量はどのくらいが適当ですか？ （今回は1区画 約400㎡としました） 1. 材木（竹）量として軽トラック（ ）台分程度 2. （ ）程度
Q 7	対象樹木（竹）として希望する樹種はありますか？ 1. 樹種（ ）が希望 2. 何でも良い
Q 8	上記のように答えられた理由は何ですか？ 1. 利用目的（Q3）に適当だから 2. （ ）
Q 9	対象樹木（竹）の大きさ（幹の太さ）はどの程度が適当ですか？ 1. 5 cm程度 2. 10 cm程度 3. 20 cm程度 4. （ ）cm程度
Q 10	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ 1. （ ）月頃が良い 2. いつでも良い
Q 11	上記Q10のように答えられた理由は何ですか？ （ ）
Q 12	その他ご意見がありましたら何でもご自由にお書き下さい。

【記入者氏名】：